

新潟市消防局臨時職員就業規程を次のように定める。

令和6年11月1日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第13号

新潟市消防局臨時職員就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるもののほか、臨時職員の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「臨時職員」とは、次に掲げる規定により臨時的に任用される職員で、新潟市消防職員服務規程（平成3年6月11日消防局訓令第10号。以下「服務規程」という。）の適用を受ける職員（以下「消防職員」という。）の例により勤務する者をいう。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の3第1項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条第1項

(任用期間)

第3条 臨時職員の任用期間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地公法第22条の3第1項の規定により任用する臨時職員 6月の範囲内で必要と認める期間。ただし、任用期間満了後、引き続き任用する必要がある場合は、1回に限り、6月の範囲内で任用期間を更新することができる。

(2) 育休法第6条第1項の規定により任用する臨時職員 当該育児休業の承認期間

の範囲内で必要と認める期間。ただし、1年を越えて任用することはできない。

2 臨時職員は、所定の任用期間の満了により身分を失うものとする。

(勤務時間等)

第4条 臨時職員の始業及び終業の時刻、勤務時間、休憩並びに休日については、消防職員の例による。ただし、業務の内容等によりこれにより難い場合は、消防長が別に定める。

(休暇)

第5条 臨時職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 臨時職員に、新潟市臨時職員に関する規則（平成6年新潟市規則第28号。以下「市臨時規則」という。）第5条第1項の規定の例による日数の年次有給休暇を与える。

3 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、2回をもって1日とし、1時間を単位とする年次有給休暇は、8時間をもって1日に、4時間をもって半日とする。

5 消防長は、第2項から前項までの規定による年次有給休暇を臨時職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが消防業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

6 前項の規定により時季を指定することにより与える年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。

7 年次有給休暇は、任用期間が更新される場合には、更新後の任用期間にこれを繰り越すことができる。

8 特別休暇については、市臨時規則第5条第7項から第11項までの規定の例による。この場合において、市臨時規則第5条第7項第18号中「7月から9月までの」とあるのは「消防長が別に定める」と読み替えるものとする。

9 介護休暇及び介護時間については、市臨時規則第6条及び第7条の規定の例によ

る。

(服務)

第6条 臨時職員の服務については、服務規程を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。